

熊本県公報

第 1 1 4 7 8 号
平成 18 年 11 月 10 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 1
○ "	(") 2
○ "	(") 2
○道路の区域変更	(") 2
○ "	(") 3
○ "	(") 3
○ "	(") 4
○ "	(") 4
○漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立	(団体支援総室) 5
○道路の供用開始	(道路保全課) 5
○生活保護法の規定による介護機関の指定	(社会福祉課) 5
○生活保護法による医療機関等の指定	(") 7
○生活保護法による医療機関等の廃止	(") 7
○平成 19 年度熊本県産業開発青年隊訓練所隊員の二次募集	(監 理 課) 8
公 告	
○大津土地地区画整理事業の換地処分	(都市計画課) 8
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 8
○平成 18 年度林業種苗生産者講習会の開催	(森林整備課) 9
登 載 依 頼	
○第 32 回熊本県環境審議会の開催	(環境政策課) 9

告 示

熊本県告示第 1126 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町米迫字金木迫 488
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字金木迫 488（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1127 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町菅字川地 2407 番 1 地先から 同 所 2385 番 1 地先まで	121.8	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1128 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	湯前人吉自転車道線	球磨郡湯前町字下松下 648 番 4 地先から 同郡多良木町大字多良木字松下 1218 番 2 地先まで	468.7	

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1129 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字神瀬丁字荒谷 12 番 25 地先から 同 所 12 番 25 地先まで	300	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1130 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		球磨郡五木村甲字田口 2997 番 64 地先から		13.0 ~	257	

一般 国道	445 号	同村甲字下手 2672 番 38 地先まで	前	37.5	廃道処分	
		球磨郡五木村甲字田口 2933 番 1 地先から 同村甲字下手		3.4 ～ 5.4		253
		2818 番 1 地先まで	後	4.0 ～ 26.0		319
		球磨郡五木村甲字田口 2997 番 64 地先から 同村甲字下手		13.0 ～ 37.5		257
		2672 番 38 地先まで	後	4.0 ～ 26.0		319
		球磨郡五木村甲字田口 2933 番 1 地先から 同村甲字下手		4.0 ～ 26.0		319
2818 番 1 地先まで						

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1131 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	443 号	下益城郡美里町弘川字原	前	20.0 ～ 36.6	16.2	
		977 番 1 地先から				
		同所 974 番 地先まで	後	28.4 ～ 37.8	16.2	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1132 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		阿蘇郡阿蘇村大字下野字堤下	前	13.8 ～	35	

一般 県道	河陰阿蘇 線	同 所	739 番 1 地先から	25.5	35	廃道処分
			737 番 2 地先まで	13.8 ～ 22.4		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1133 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要 地方 道	本渡牛深 線	同 所	前	6.4 ～ 10.1	157	道路占用 工事に伴 う仮設迂 回路設置
				4674 番 1 地先から	6.4 ～ 10.1	
			後	5.0 ～ 9.3	155	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1134 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	田迎木原 線	同 所	前	5.05 ～ 18.4	369.5	架け替え に伴う仮 設橋の廃 止
				3010 番地先から	7.8 ～ 23.0	
			後	7.8 ～ 23.0	293.1	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1135 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
天草漁業協同組合の地区のうち上天草市松島町阿村の地区	小型定置漁業

熊本県告示第 1136 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地乙 1435 番 1 地先から 同 所 1569 番 2 地先まで	52	単橋改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1137 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔介護予防訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アイリスケアセンター水俣 水俣市栄町 1-6-11 丸大ビル 1 階	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 18 年 4 月 1 日
白梅荘訪問介護事業所 水俣市浜 4089-2	社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜 4089-2	平成 18 年 4 月 1 日
社会福祉法人煌 介護支援センター ・おおきな木 水俣市浜松町 3 番 17 号	社会福祉法人煌 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8 番 36 号博多ビル 7 階	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンター山鹿 山鹿市鹿校通 2-2-43 ランバービル 3 階	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 18 年 4 月 1 日
指定訪問介護事業所けいが 宇土市野鶴町 352	医療法人社団小田会 宇土市上綱田町 3677	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンター大矢野 上天草市大矢野町中宇城本 478 番地 26	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 18 年 4 月 1 日
アイリスケアセンター宇城 宇城市松橋町豊福 1683 番地 1 号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	平成 18 年 4 月 1 日
ホームヘルパー・ステーション「緑	医療法人荒瀬会	平成 18 年 4 月 1 日

風] 上益城郡甲佐町白旗 271	上益城郡甲佐町緑町 331	
訪問介護サービス事業所りんど 上益城郡山都町北中島 2679	医療法人幸翔会 上益城郡山都町北中島 2806	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
わかば訪問看護ステーション 山鹿市昭和町 611	医療法人社団三森会 山鹿市大橋通 1204 番地	平成 18 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションさかき 玉名郡南関町上長田 633-3	医療法人親仁会 福岡県大牟田市歴木 4-65	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター城山 上益城郡御船町滝川 46 番地	有限会社熊進企画 熊本市錦ヶ丘 26 番 11 号	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービス陽だまり 荒尾市宮内 978 番地 4	有限会社とよふくケアサービス 荒尾市宮内 978 番地 4	平成 18 年 4 月 1 日
デイサービスセンター「グリーン コープゆるりの家・水俣」 水俣市浜松町 3 番 17 号	グリーンコープ生活協同組合くまも と 熊本市新土河原町二丁目 1-1	平成 18 年 4 月 1 日
白梅荘通所介護事業所 水俣市浜 4089-2	社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜 4089-2	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあいクリニック 荒尾市川登 1761 番地 24	医療法人社団荒尾クリニック 荒尾市荒尾 600-3	平成 18 年 4 月 1 日
荒尾中央病院 荒尾市増永 1544 番地 1	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町 3-10 菊池ビル 3 階	平成 18 年 4 月 1 日
老人保健施設ナーシングケア緑風苑 上益城郡甲佐町白旗 271	医療法人荒瀬会 上益城郡甲佐町緑町 331	平成 18 年 4 月 1 日
瀬戸病院通所リハビリテーション 上益城郡山都町北中島 2806	医療法人幸翔会 上益城郡山都町北中島 2806	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防短期入所生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
白梅荘短期入所生活介護事業所 水俣市浜 4089-2	社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜 4089-2	平成 18 年 4 月 1 日

〔介護予防短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあいクリニック 荒尾市川登 1761 番地 24	医療法人社団荒尾クリニック 荒尾市荒尾 600-3	平成 18 年 4 月 1 日
荒尾中央病院 荒尾市増永 1544 番地 1	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町 3-10 菊池ビル 3 階	平成 18 年 4 月 1 日
老人保健施設ナーシングケア緑風苑 上益城郡甲佐町白旗 271	医療法人荒瀬会 上益城郡甲佐町緑町 331	平成 18 年 4 月 1 日
瀬戸病院	医療法人幸翔会	平成 18 年 4 月 1 日

上益城郡山都町北中島 2806

上益城郡山都町北中島 2806

熊本県告示第 1138 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6320027	西岡外科胃腸科 医院	森 涼子	玉名郡長洲町清原寺 2635	平成 18 年 7 月 13 日
6440048	副島耳鼻咽喉科 クリニック	医療法人副島会	菊池郡西合志町須屋 2526-1	平成 17 年 8 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6184011	にしやま歯科ク リニック	西山 英二	下益城郡城南町宮地 530-3	平成 18 年 6 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0000997	美しま薬局 54	有限会社美しま 薬局 54	合志市幾久富 1866-356	平成 18 年 8 月 1 日

〔訪問看護〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6010231	訪問看護ステー ション八代	株式会社コムス ン	八代市鏡町内田 432 番地 1	平成 18 年 9 月 1 日

熊本県告示第 1139 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6010110	泉内科医院	泉 純治	八代市海士江町 3490 番地	平成 18 年 8 月 31 日
6970011	都呂々診療所	一二三 速夫	天草郡苓北町都呂々 897	平成 18 年 8 月 31 日
6440043	副島耳鼻咽喉科 クリニック	副島 邦彦	菊池郡西合志町須屋 2526-1	平成 17 年 8 月 1 日
6320005	西岡外科胃腸科 医院	西岡 忠祐	玉名郡長洲町清源寺 2635	平成 18 年 7 月 13 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6184004	瀬尾歯科クリ ニック	医療法人皓奏会	下益城郡城南町宮地前無田 53 0-3	平成 18 年 1 月 21 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
0000500	株式会社ユネッ ト清風薬局人吉 店	株式会社ユネッ ト	人吉市土手町 41-3	平成 18 年 3 月 31 日
0000968	タカラ薬局合志	株式会社タカラ 薬局	合志市幾久富 1866-356	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 1140 号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱（昭和 42 年熊本県告示第 1002 号）第 2 条の規定に基づき、平成 19 年度熊本県産業開発青年隊訓練所隊員の二次募集を次のとおり実施する。
平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 応募資格

- (1) 県内に居住し、又は居住しようとする満 18 歳以上 25 歳未満の独身の者
（昭和 57 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までの間に生まれた者）
- (2) 高等学校卒業程度の学力を有する者
- (3) 心身ともに健全で所定の教育訓練に耐え得る者
- (4) 全寮制による規則正しい共同生活に耐え得る者

2 募集人員及び募集期間

- (1) 募集人員 20 人程度
- (2) 募集期間 平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 2 月 2 日まで

3 試験日時、試験科目及び試験場所

- (1) 試験日時 平成 19 年 2 月 8 日（木曜日）午前 9 時から
- (2) 試験科目 学科試験（数学・国語・作文）及び面接試験
- (3) 試験場所 財団法人熊本県建設技術センター（下益城郡城南町舞原東 194）

4 合格発表

平成 19 年 2 月 19 日（月曜日）とし、熊本県土木部監理課及び当訓練所に合格者の受験番号を掲示し、併せて本人あて合格通知書を郵送する。

5 応募手続

次の書類を募集期間内に持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は簡易書留とし、必ず表に「試験申込書在中」と朱書のうえ、返信用小封筒（簡易書留とし、430 円切手を貼ること。）を同封すること。（郵送の場合は、募集期間の満了日の消印のあるものまでを有効とする。）

- (1) 所定の試験申込書（写真は最近 6 か月以内に撮影したもの）及び受験票
- (2) 最終出身校の成績証明書又は調査書（卒業見込みの者は、申込日の属する学期の前学期までのもの）
- (3) 健康診断書（医療機関の証明する最近 2 か月以内のもの）

6 応募書類の提出先

熊本県産業開発青年隊訓練所
〒 861-4215
下益城郡城南町沈目 1667 番地

7 その他

- (1) 試験申込書等の記載事項に虚偽の事実が判明した場合は、合格決定後でも合格を取り消す場合がある。
- (2) 問い合わせ先
熊本県産業開発青年隊訓練所（電話 0964-28-6611）
熊本県土木部監理課（電話 096-333-2482）

公 告

熊本県公告第 808 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定に基づき大津町長家入勲から大津都市計画事業大津土地区画整理事業について、次のとおり換地処分をした旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

換地処分の内容 平成 18 年 8 月 21 日付け熊本県指令都計第 6 号で認可した換地計画のとおり

熊本県公告第 809 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ムサンプラザ
熊本県熊本市武蔵ヶ丘五丁目 264 番地ほか

2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日

平成 18 年 5 月 31 日

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

- 承継前 協同組合ショッピングムサシプラザ
熊本市武蔵ヶ丘五丁目 12 番 1 号 代表理事 平井 浩一郎
- 承継後 有限会社ディー・ティー企画
熊本市東本町 1 番 43 号 代表取締役 松島 正信
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
売買
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
4,365 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 18 年 10 月 24 日

熊本県公告第 810 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施する。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
種苗生産事業者に対して、種苗生産流通等に関し、必要な知識を修得させること。
- 2 開催日時等
 - (1) 開催日時
平成 18 年 12 月 14 日（木） 午前 10 時から
 - (2) 開催場所及びその所在地
熊本県林業研究指導所
熊本市黒髪八丁目 222-2
 - (3) 受付時間
午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分まで
- 3 講習科目及び講習時間
 - (1) 種苗に関する法令 2 時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2 時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間
- 4 受講申込方法
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000 円）に相当する熊本県収入証紙及び写真をはり付け、平成 18 年 11 月 30 日までに熊本県農林水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に提出すること。
なお、既に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
 - (1) 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
 - (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
 - (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
 - (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。

登載依頼

熊本県環境審議会公告第 1 号

第 32 回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 11 月 10 日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 15 日（水）
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園 28 番 51 号
熊本テルサ 「たい樹」
- 3 会議内容
 - (1) 審議事項
熊本県廃棄物処理計画（平成 18 年度-22 年度）の策定について
 - (2) 報告事項
 - ① 第二次環境基本計画（平成 13 年度-17 年度）の進捗状況及び平成 17 年度環境目的・目標達成状況について
 - ② 平成 18 年度第 1 回温泉部会決議事項について

- ③ 平成 18 年度第 1 回鳥獣部会決議事項について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話 096-383-1111 内線 7321）